

昭和63年12月26日

庁内各課（局・室）長
各出先機関の長 } 殿

総務部長

よ
条例、規則等における拗音及び促音に用いる

「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）

このことについて、国では、別紙のとおり昭和63年12月に召集される通常国会に提出する法律、昭和64年1月以後の最初の閣議に提案する政令並びに同月以後に審査を終了する省令及び告示から小書きにすることとしたので、県においても、これに準じ、下記のとおりとするので、所属職員への周知方をお願いします。

記

昭和64年1月以後に招集される県議会に提出する条例案その他の議案及び報告（同月以後の専決処分に係る条例等を含む。）並びに同月以後に県報に登載する規則、訓令甲、告示及び公告（以下「新基準条例等」という。）における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定等の部分を除き、小書きにすることとする（固有名詞は、対象としない。）。

- 1 新基準条例等以外の条例、規則等（以下「旧基準条例等」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準条例等の一部として溶け込む部分
- 2 旧基準条例等の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分
- 3 漢字に付ける振り仮名の部分

また、上記以外の文書についても、昭和64年1月以後、拗音及び促音^{よう}に用いる

「や・ゆ・よ・つ」の表記は、漢字に付ける振り仮名及び固有名詞で大書きにしてい

○ものを除き、全て小書きに統一するので留意されたい。

なお、青森県文書取扱規程（昭和36年8月青森県訓令甲第27号）第44条第4項の規定により例文により処理することとして承認している告示及び公告^{よう}における拗音及び促音の表記については、上記の内容に従い、同項の承認が変更されたものとする。

○

別紙

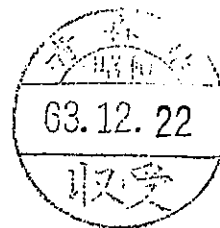
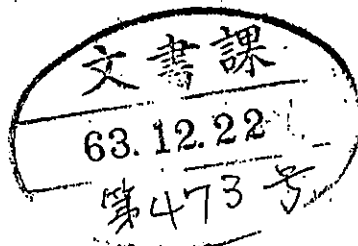
事務連絡
昭和63年12月20日

各都道府県文書・法規主管課 殿

自治大臣官房文書課

省令及び告示における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ
・つ」の表記について

標記について、当省では別添のとおり取り扱うこととなりましたので、
参考までにお知らせします。



省令及び告示における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ
・つ」の表記について

標記については、従来原則として大書きにすることが慣行になっているところ、「現代仮名遣い」において「なるべく小書きにする」ものとされ、法律及び政令についても、昭和63年7月20日付け内閣法制局総発第125号をもって内閣法制局から「小書きにする」旨の通知がなされているところであり、省令及び告示についても、次に掲げる規定の部分を除き、昭和64年1月以後に文書課の審査を終了する省令及び告示（以下「新基準省令」という。）から、小書きにすることとする。（固有名詞は対象外）

- 1 新基準省令以外の省令及び告示（以下「旧基準省令」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準省令の一部として溶け込む部分
- 2 旧基準省令の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分
- 3 漢字に付ける振り仮名の部分

なお、上記以外の文書についても、昭和64年1月以後、拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記は、漢字に付ける振り仮名及び固有名詞で大書きにしているものを除き、全て小書きに統一するので留意されたい。

(法令審査例規)

(昭六三・七・一八 決裁)

法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について

一 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定の部分を除き、昭和六十三年十二月に召集される通常国会に提出する法律及び昭和六十四年一月以後の最初の開議に提案する政令（以下「新基準法令」という。）から、小書きにする。

1 新基準法令以外の法律又は政令（以下「旧基準法令」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準法令の一部として溶け込む部分

2 旧基準法令の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分

3 漢字に付ける振り仮名の部分

二 条約についても、一に準ずる取扱いとする。

三 一及び二は、固有名詞を対象とするものではない。

(備考)

(1) 一の実施により、法律に用いられている語と当該法律に基づく政令に

用いるこれと同一の語とが書き表し方において異なることとなつても差し支えない。

(2) 旧基準法令の一部を改正する場合又は読替え適用若しくは読替え準用を規定する場合に旧基準法令の規定の一部を引用するときは、その表記により引用することは当然である。

(3) 旧基準法令において例外的に小書きを用いている場合には、一は適用せず、当該旧基準法令の表記に従つて改正する。

(4) 小書きにした「や、ゆ、よ、つ」は、タイプ又は印刷の配字の上では一文字分として取り扱ふものとし、(注)に示すように、上下の中心に置き、右端を上下の字の線にそろえる。

(5) 拗音及び促音に用いるカタカナの「ヤ、ユ、ヨ、ツ」については従来から原則として小書きが行われてきており、今後も従来どおりの取扱いとする。

(注)

で
あ
っ
て